

事 務 連 絡  
令和7年1月29日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に係る診断書記載の手引きの送付について

平素よりこども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）（令和7年1月17日付けこども家庭庁成育局母子保健課長通知）により、診断書の作成を依頼しているところです。

今般、「医師のみなさまへのお願い」として、診断書記載の手引きを作成致しました。引き続き、診断書の作成に御理解、御協力をいただきますとともに、各医療機関等に対し周知していただきますようよろしくお願いいたします。

別添：診断書記載の手引き

参考：旧優生保護法補償金等に係る特設ホームページ（こども家庭庁ホームページ）

<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin/apply>

（照会先）  
こども家庭庁成育局母子保健課認定審査係  
電話：03-6862-0565